

社会福祉法人久米南町社会福祉協議会
役員・評議員及び委員等の報酬及び旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人久米南町社会福祉協議会の定款第10条・第25条・運営細則第5条の規定に基づき、理事・監事・評議員・委員の旅費及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬および費用弁償)

第2条 理事会、評議員会、各種委員会等に出席した者及び理事、監事が会務のため旅行したときは、次のそれぞれの旅費及び費用を支給する。

2 報酬は給しない。

3 理事会・監事会・評議員会に出席した場合の費用弁償は、一回3時間以内のとき2,000円、3時間を超えるととき3,000円とする。

4 会務のため旅行したときは、久米南町職員の旅費に関する条例に規定する特別職の区分の例による。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程によりがたいときは、会長が別に定めるところによる。

2 この規程の変更を必要とする場合は、評議員会の決議を経てこれを行なう。

附 則

1 この規程は、平成9年5月1日から施行する。

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成31年3月25日から施行する。